

学校統合推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡谷小学校統合計画に基づき、岡谷小学校と田中小学校及び神明小学校のそれぞれの学校との統合を推進するため、学校統合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 岡谷小学校統合計画の推進に係る諸課題（以下「諸課題」という。）の調整、検討及び協議等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 岡谷小学校、田中小学校及び神明小学校（以下「各小学校」という。）の学校長並びに教頭
- (3) 各小学校の保護者代表
- (4) 各小学校の地域住民代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、統合の完了までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充する。この場合において、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育長を充て、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を受けることができる。

(顧問)

第7条 教育委員会の教育委員は、委員会の顧問として会議に出席することができる。

- 2 委員長は、出席した顧問から必要に応じて助言を求めることができる。

(部会)

第8条 諸課題の調整、検討等を効率的に行うため、委員会に部会を設ける。

- 2 部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会務を総理する。部会長は、委員長が指名する。
- 4 部会における検討経過及び決定事項等は、委員会に対して適宜報告を行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

- 2 前条の部会の庶務は、委員長の指定する部署が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。